

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 7 日

市内 移動支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う移動支援事業の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に係る移動支援事業の取扱いにつきまして、令和2年3月13日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」及び令和2年4月9日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（以下：国事務連絡という。）において、臨時的な取扱いが示されているところですが、本市において、国事務連絡の「居宅等での支援についても移動支援を実施したもの」として報酬が算定できる場合は、以下の要件をすべて満たす場合といたしますので、御留意くださいますようお願いいたします。

なお、この場合、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点（その2）」にある居宅を訪問して行うサービスで示されている、感染防止に向けた対応について確認のうえ、適切にサービスを行ってください。

（以下のすべてを満たすこと）

- 1 区役所や相談支援事業所等のサービス利用に係る関係機関と十分な連絡調整のうえ、他の代替うるサービス等がなく、移動支援をもって居宅等の支援を行わなければ、利用者の日常生活の維持に支障が生じる場合であること。
- 2 移動支援事業によって居宅等での支援を行うことについて、利用者・家族の同意を得ていること。
- 3 1及び2について、障害福祉課に報告し、当該支援が必要との判断を得ていること。
- 4 本取扱いによってサービスを提供した場合には、サービス提供報告書に居宅等での支援を行ったことがわかるように支援内容を付記し、利用者等に確認の上、確認印が押印されたものを整備すること。

障害福祉係担当

電話 044-200-2653